

日頃からの備えが大切 5月は「水防月間」

危機管理課
☎25-4006

これから、梅雨や台風などによる水の災害や土砂災害が発生しやすい時期を迎えます。いざというとき、あわてずに適切な行動を起こせるよう、日頃から身を守るための備えをしておきましょう。

●「どこへ」避難するかを知る

- ハザードマップなどで避難場所や危険箇所を確認する
ハザードマップは危機管理課、市役所本庁舎、市民総合センター、市ホームページなどで入手・閲覧できます。
- 避難行動を考える
立退き避難：安全な場所への避難
垂直避難：家の中の2階など高いところや山と反対側の部屋にとどまる
周辺が浸水して移動が危険な場合、家の中にとどまるのも1つの避難行動です。

●「いつ」避難するかを知る

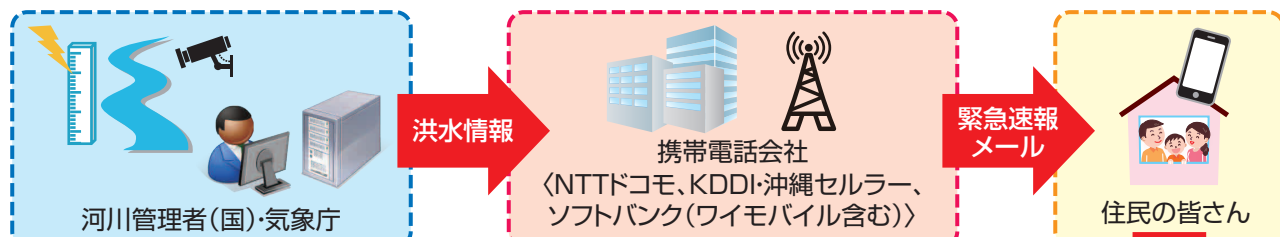
- 気象情報や観測情報に注意し、危険を感じたら自主的に避難する
- 避難勧告などが発令されたら直ちに行動する
情報は、防災行政無線・携帯電話・テレビ・ラジオ・インターネットなど複数の手段を用いて入手しましょう。

●「どう」避難するかを知る

- 当面の食料や水などを非常時の持ち出し品として準備し持参する
- 避難経路は危険箇所を避けて選ぶ
- 災害時の連絡方法を家族で確認する

洪水情報が緊急速報メールで発信されます！

平成30年5月から、国が管理する土器川で、川が氾濫する可能性が高まった時に、その周辺にいる人に氾濫の危険をお知らせする情報が自動で発信されるようになりました。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

緊急速報メールが来たらまずチェック！ 国土交通省 川の防災情報



川の様子が分かる！
CCTVカメラの映像で、現在の川の様子が分かり、川に近づくかなくても状況を知ることができます。

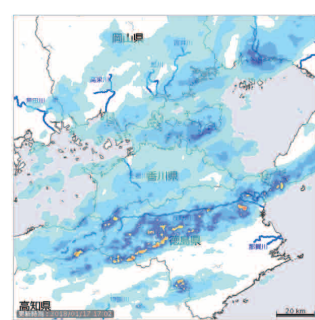


川の水位が分かる！
川に設置した水位計で、近くの川の水位がどのような状況になっているのかを、リアルタイムで確認することができます。

アクセス！
パソコンから
<http://www.river.go.jp/>
スマートフォンから
<https://www.river.go.jp/s/>



スマホ版「川の防災情報」では、位置情報を取得することで、今いる場所の雨の様子や近くの川の状況をすぐに知ることができます。



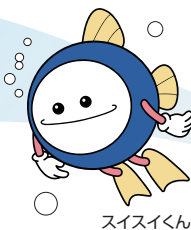
雨の状況が分かる！
今、どこでどれくらいの雨が降っているのかを知ることができます。

【問い合わせ】国土交通省 香川河川国道事務所 工務第一課 ☎087-821-1561(代)

平成30年度

下水道事業のお知らせ

下水道課 ☎24-8850



合併処理浄化槽で、清潔な暮らしと豊かな水環境

合併処理浄化槽への転換は今年がチャンスです！
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助金を拡充しました！

- 撤去および処分に対する補助(上限9万円) **NEW!**
- 転換による配管工事に対する補助(上限9万円)

例: 合併処理浄化槽5人槽補助44万4000円の場合 →
設置補助と合わせると62万4000円の補助が出ます！

合併処理浄化槽って？

単独処理浄化槽では、台所や風呂などの生活排水が、未処理のまま排水されています。合併処理浄化槽は、排水の汚れを約8分の1に減らすことで、清潔で快適な生活と豊かな水環境に貢献します。

ぜひこの機会に、合併処理浄化槽へ転換しましょう！

※詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

合併処理浄化槽の補助金額

下水道の未整備地域では、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置しましょう。
人槽別の区分に応じて補助金を交付しています。
詳しくは、市ホームページ (<https://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/cl1000025/>) へ。

人槽別補助金額

人槽区分(人槽)	通常型	高度処理型		
		窒素またはリン除去型	窒素およびリン除去型	BOD除去型
5	332,000円	444,000円	528,000円	489,000円
6~7	414,000円	486,000円	693,000円	654,000円
8~10	548,000円	576,000円	963,000円	903,000円
11~20	939,000円	1,092,000円	1,674,000円	1,551,000円
21~30	1,472,000円	1,860,000円	2,811,000円	2,607,000円
31~50	2,037,000円	2,496,000円	3,774,000円	3,501,000円

浄化槽の適切な維持管理

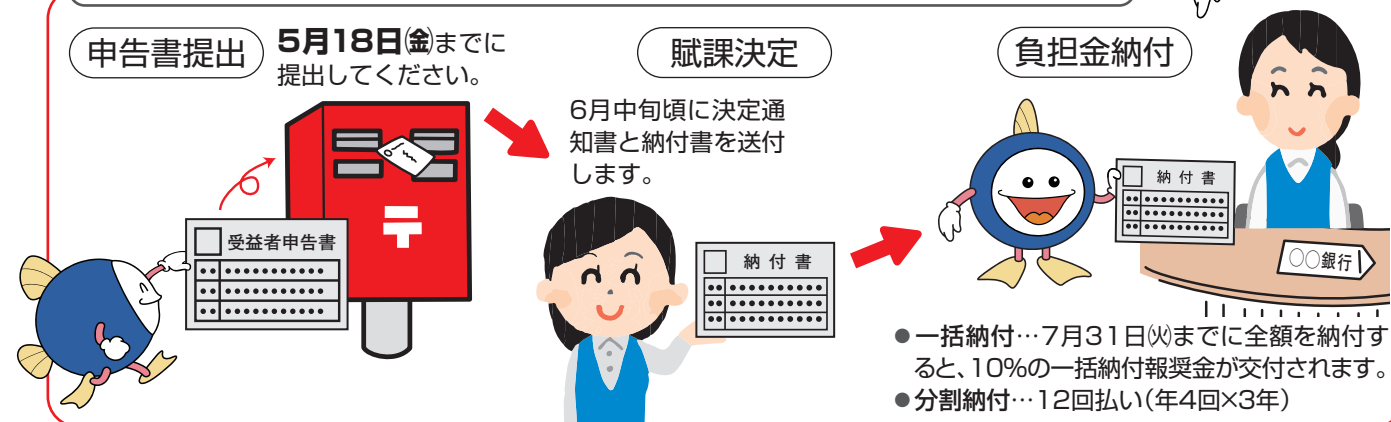
地域の水環境を守るため、浄化槽の適切な維持管理をしましょう！
機能の維持のために、保守点検・清掃・法定検査の三つを浄化槽の管理者(所有者など)が定期的に行ってください。

下水道の供用が開始された皆さんへ 受益者負担金が賦課されます

平成30年3月30日から新しく下水道が使えるようになった地区で、土地などを所有している人には、下水道事業受益者負担金が賦課されます。対象者には、すでにお知らせを郵送しており、5月上旬までには申告書などを送付します。

申告書は、現在の土地の所有者や権利者、面積などを申告していただくものです。また、徴収猶予や減免の対象地がある場合は、別途申請書の提出が必要になります。詳しくは、申告書に同封しているパンフレットをご覧ください。

申告書提出から納付までの流れは下の図のとおりです。



- 一括納付…7月31日(火)までに全額を納付すると、10%の一括納付報奨金が交付されます。
- 分割納付…12回払い(年4回×3年)